

(その1)

収 支 報 告 書

会計	繰越	検算	転記		
①	③	④	⑤	⑥	⑦

※該当箇所に ☒ すること。

政 治 団 体 の 区 分

- ☐ 政 党
- ☐ 政 党 の 支 部
- ☐ 政 治 資 金 団 体
- ☐ 政治資金規正法第18条の2
第1項の規定による政治団体
- ☒ そ の 他 の 政 治 団 体
- ☐ その他の政治団体の支部

活 動 区 域 の 区 分

全国（2都道府県以上）

- (ふりがな) じょせいのためのせいじすくーる
- 1 政治団体の名称 女性のための政治スクール
- 2 主たる事務所の所在地 東京都千代田区二番町1-2
番町ハイム814
- 3 代表者の氏名 山崎 順子
- 4 会計責任者の氏名 城 信雄

5 令和 5 年分

団体コード	1	0	6	0	1	6	2	9	1	0	0	0	1	1
前年繰越額	619,726 円													

事務担当者の氏名 城 信雄

電話番号 03-6256-8923

資 金 管 理 団 体 の 指 定 の 有 無

☐ 有 ☒ 無

公職の種類 (現・候)

資金管理団体の届出をした者の氏名

国 会 議 員 関 係 政 治 団 体 の 区 分

- ☒ 政治資金規正法第19条の7第1項
第1号に係る国会議員関係政治団体
- ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項
第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名 山崎 順子

公職の種類 衆議院議員 (現 ☒ 候)

(※) 資 金 管 理 団 体 の 指 定 の 期 間

令和 年 月 日 から
令和 年 月 日 まで

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取消しをした場合のみ記入のこと。

受 付	審 査	確 認	消 込

(※) 国 会 議 員 関 係 政 治 団 体 に 関 する 特 例 の 適 用 期 間

令和 年 月 日 から
令和 年 月 日 まで

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体に該当した場合又は該当しなかった場合のみ記入のこと。

102480



2470

(その2)

収 支 の 状 況

全 国 団 体 用

1 収支の総括表

収 入 総 額	1,226,726
(前年からの繰越額)	619,726
(本年の収入額)	607,000
支 出 総 額	553,733
翌年への繰越額	672,993

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	0
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	0 人

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個 人 か ら の 寄 附	0	
(うち特定寄附)	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政 治 団 体 か ら の 寄 附	0	
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	0	
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)	0	
イ 政 党 匿 名 寄 附	0	
合 計 (ア + イ)	0	

(その3)

(3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入		
事業の種類	金 額	備 考
女性のための政治スクール受講料	607,000	27人
こ の 頁 の 小 計	607,000	(注1)すべての事業収入を記載
合 計	607,000	(注2)政治資金パーティは備考欄に開催日、開催場所を記載

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表		
項 目	金 額	備 考
1 経 常 経 費		
(1) 人 件 費	0	
(2) 光 熱 水 費	0	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	0	
(4) 事 務 所 費	38,210	
小 計	38,210	
2 政 治 活 動 費		
(1) 組 織 活 動 費	144,649	
(2) 選 挙 関 係 費	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	353,350	
ア 機関紙誌の発行事業費	0	
イ 宣 伝 事 業 費	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	
エ そ の 他 の 事 業 費	353,350	
(4) 調 査 研 究 費	17,524	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	0	
(6) そ の 他 の 経 費	0	
小 計	515,523	
合 計	553,733	(注)(その16)に記載がある場合は、支出項目別の金額をこの様式の備考欄に記載してください。

全国団体用

(その14)

国会議員関係政治団体用

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分	1. 光熱水費 2. 備品・消耗品費 3. 事務所費		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考
令和4年政治資金監査	16,500	令和5年6月14日	税理士 中里 稔	東京都荒川区西日暮里3-6-14-405	
通常葉書（63円200枚）	12,600	令和5年12月8日	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
この頁の小計	29,100	(注1) 資金管理団体は、5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。			
その他の支出	9,110	(注2) 国会議員関係政治団体は、1万円超（1万1円以上）の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。			
合 計	38,210	(注3) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分ごとに、最後の頁に記載してください。			

(その15)



(3) 政治活動費の内訳		↓ (1～9のいずれかに○をつけてください)		↓ (費目ごとに適宜小分類して記入)	
項目別区分	1. 組織活動費 5. 政治資金パーティー開催事業費 8. 寄附・交付金	2. 選挙関係費 6. その他の事業費 9. その他の経費	3. 機関紙誌の発行事業費 7. 調査研究費	4. 宣伝事業費	会議費
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考
会議・打ち合わせ	10,100	令和5年6月17日	朝霞	東京都千代田区麹町1-8ATIビル1F	
会議・打ち合わせ	22,250	令和5年11月21日	朝霞	東京都千代田区麹町1-8ATIビル1F	
この頁の小計	32,350	(注1) 5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。			
その他の支出	43,949	(注2) 国会議員関係政治団体は、1万円超(1万1円以上)の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。			
合計	76,299	(注3) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の()の中の項目ごとに、最後の頁に記載してください。			

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		↓ (1～9のいずれかに○をつけてください)		↓ (費目ごとに適宜小分類して記入)	
項目別区分	1. 組織活動費 5. 政治資金パーティー開催事業費 8. 寄附・交付金	2. 選挙関係費 6. その他の事業費 9. その他の経費	3. 機関紙誌の発行事業費 7. 調査研究費	4. 宣伝事業費	交通費
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考
この頁の小計	0				
その他の支出	68,350				
合計	68,350				

(注1) 5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

(注2) 国会議員関係政治団体は、1万円超（1万1円以上）の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

(注3) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の()の中の項目ごとに、最後の頁に記載してください。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		↓ (1～9のいずれかに○をつけてください)		↓ (費目ごとに適宜小分類して記入)	
項目別区分	1. 組織活動費 2. 選挙関係費 3. 機関紙誌の発行事業費 4. 宣伝事業費 5. 政治資金パーティー開催事業費 6. その他の事業費 7. 調査研究費 8. 寄附・交付金 9. その他の経費			その他事業費 女性のための政治スクール	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考
交通費として(講師料)	30,000	令和5年6月17日	新井 毅	東京都新宿区市谷台町7-14	
施設利用料として	21,120	令和5年6月17日	公益財団法人星稜会	東京都千代田区永田町2丁目16番2号	
交通費として(講師料)	20,000	令和5年6月17日	舟山 康江	東京都千代田区麴町4-7-432	
28期秋田出張スクール経費	47,590	令和5年7月15日	藤田 みちる	横浜市栄区庄戸5-6-7	
交通費として(講師料)	30,000	令和5年7月20日	佐藤 清太郎	秋田県秋田市下浜羽川字小金山58	振込
交通費として(秋田出張)	38,940	令和5年7月24日	近藤 瑛輝	東京都調布市小島町1-19-1-427	
施設利用料	16,720	令和5年8月19日	公益財団法人星稜会	東京都千代田区永田町2丁目16番2号	
お車代(講師料)	30,000	令和5年8月19日	城島 光力	文京区千駄木4-4-4	
お車代(講師料)	30,000	令和5年8月19日	篠崎 仁美	東京都世田谷区弦巻4-3-13-205	
施設利用料として	21,120	令和5年10月21日	公益財団法人星稜会	東京都千代田区永田町2丁目16番2号	
交通費として(講師料)	30,000	令和5年11月4日	浜 矩子	東京都世田谷区下馬5-5-3	振込
入場料等収入(国有財産使用収入)	10,500	令和5年11月24日	防衛省大臣官房広報課	東京都新宿区市谷本村町5-1	
施設利用料として	21,120	令和5年12月16日	公益財団法人星稜会	東京都千代田区永田町2丁目16番2号	
この頁の小計	347,110	(注1) 5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。 (注2) 国会議員関係政治団体は、1万円超(1万1円以上)の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。 (注3) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の()の中の項目ごとに、最後の頁に記載してください。			
その他の支出	6,240				
合計	353,350				

(その15)

[illegible]

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取 得 の 価 額 が 100 万 円 を 超 え る 動 産	☐	☒	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

※有無について□してください。

(注) 有に□の場合は「項目別区分」ごと(その18)が必要です。

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- ☒ 1 領収書等の写し
- ☐ 2 監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）
- ☒ 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 6 年 5 月 27 日

政治団体の名称 女性のための政治スクール

会計責任者の氏名 城 信雄



印

(↓代表者については、解散する年の収支報告書にのみ記載すること。)

代表者の氏名

印

(注1) 「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署してください。

(注2) 「代表者の氏名」欄は、解散する場合に、解散する年の最後の収支報告書にのみ記載してください。

(注3) 国会議員関係政治団体は、宣誓書（その20）に記載した日付が政治資金監査報告書に記載された日付と同日か後の日付になるよう記載してください。

政治資金監査報告書

令和 6 年 5 月 20 日

女性のための政治スクール

代表 山崎 順子 殿

登録政治資金監査人

登録番号

第3112号

研修終了年月日 平成21年12月17日

1 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法(以下「法」という。)第19条の13第1項の規定に基づき、女性のための政治スクールの令和5年の法第12条第1項に規定する当該収支報告書のすべての期間を対象として当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書に係る支出目的書(支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。)について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」(以下「政治資金監査マニュアル」という。)に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、女性のための政治スクールの主たる事務所において行った。

東京都千代田区二番町1番2 番町ハイム814

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等が保存されていた。なお、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書を必要とする支出はなく、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。

(2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が会計帳簿を備えていた。

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支

100

100

100

100

100



出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。

3 業務制限

女性のための政治スクールと私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

以上

